Japan tax alert

EY税理士法人

タイの物品税法、33年ぶりに大改正求められる企業の対応

EY税理士法人アラート・ライブラリー

EY税理士法人が発行したアラートは、 下記サイトからご覧になれます。

www.eytax.jp/tax-library/newsletters/index.html

タイ新物品税法

2017年9月16日に施行された新物品税法は、従来の物品税法に代えて制定されました。新物品税法は物品税制を改良し、現代経済及びタイ社会との調和をもたらし、物品税徴収の公平性、透明性及び効率性を高めるものです。また、物品税に関連する様々な法律を単一の法律のもとに統一します。

新物品税法の執行に資するため、財務省が39の新省令を、物品税局が45の物品 税通達を公布しました。新物品税制における主要な変更点は、以下の通りです。



1)物品税の対象となる物品の範囲、税制の構成及び税率の変更

▶ 飲料

- ▶ コーヒー、茶、果汁飲料及び野菜飲料は一般的に、従価税率及び従量税率の両方の対象となる
- ▶ 果汁飲料及び野菜飲料については、物品税局長が定める汁成分基準を満たす場合に従価税率の支払免除の対象となる
- ▶ 砂糖の消費を低減するために従量税制が用いられ、砂糖が添加された飲料に物品税が課される。次表に示すように、2023 年10月までに2年ごとの間隔で税率が引き上げられる

▶ 酒類

- ※ 総じて、従価税率は引き下げられ、従量税率は引き上げられた
- ▶ 加えて、ワインに対する二段階の従価税率制度の基準値は、直近卸売価格の600バーツから推奨小売価格(Suggested Retail Price: SRP)の1,000バーツに引き上げられた

▶ 煙草

- ► 煙草の二段階従価税率制度(20%及び40%)が当初2年間導入され、推奨小売価格で1箱20本当たり60バーツを超えるか 否かで区分される。2019年10月1日をもって、両区分の税率は40%に統一される
- ▶ 旧物品税法とは異なり、煙草は新物品税法のもとでは従価税率及び従量税率両方の対象となる
- ▶ 加えて、物品税額の10%の地方税が課される

▶ 乗用車及びオートバイ・香水及び化粧品・電池

▶ 物品税の評価基準が推奨小売価格に変更されたことを鑑み、従価税率が低減された

▶ 物品税率が0%に低減される物品税対象品

管理費用の高さと全般的な物品税局の徴税額への貢献度の低さから、以下の物品税対象品に係る税率は0%に低減された

- ▶ 壁面又は天井用の照明及びシャンデリア。公共空間又は公共道路向けのものを除く
- ♪ 鉛クリスタル及びその他の種類のクリスタル
- ▶ 娯楽目的に使用されるヨット及びボート
- ▶ カーペット及びその他の床面を覆う織布
- ▶ 大理石及びかこう岩

2)推奨小売価格(Suggested Retail Price: SRP)の導入

新物品税制度のもとで、調和のとれた透明性のある課税評価基準を実現するため、すべての従価物品税率の対象となる輸入品 及び国内産品は推奨小売価格で評価されます。新旧の評価基準の主要な違いは、以下のように要約されます。

旧物品税法(Old Excise law)	新物品税法(New Excise law)
課税標準:	課税標準:
1) 酒類: 最終卸売価格(Last Wholesale Price: LWP) 最終小売価格は、免許を有する酒類生産者もしくは輸入者、又は許可を受け た酒類販売者が酒類を小売業者に販売する価格であり、輸送費用又はその 他のサービス料を含む。最終小売価格は、通常の事業の範囲内で決定され た公正な価格であり、付加価値税を含まない。	すべての物品税対象品について: 推奨小売価格(Suggested Retail Price: SRP) 推奨小売価格は、工業事業者又は輸入者が総じて製品を消費者に転売することを望む価格であり、付加価値税を含まない。 原則として、推奨小売価格は開かれた市場において、最終消費者に販売される価格より低くてはならない。
2) その他のすべての物品税対象品について I) 国内で製造された物品 価額 = 工場渡し価格 II)輸入された物品 価額 = 運賃・保険料込条件価額(CIF) + 関税額(もしあれば)	
税計算基準:	税計算基準:
1) 酒類について = 最終小売価格×適用従価税率	すべての物品税対象品 = 推奨小売価格 × 適用従価税率
2) その他のすべての物品税対象品について、税計算は以下のように異なる。	
→ 地方税の対象となる物品→ 地方税の対象とならない物品= 価額 x 適用従価税率1 - (1.1 x 適用従価税率)= 価額 x 適用従価税率1 - 適用従価税率	

新しい推奨小売価格制度のもとでは、納税者が物品税対象品を物品税登録された場所の内外に搬出入する前に、物品税局長に対 し、物品税対象品の推奨小売価格を通知し、確認を受ける必要があります。物品税局長に対し通知された推奨小売価格は、以下の ような確認の対象となります。

- i) 販売価格が消費者に広く伝達されている場合、確認は以下に基づく
 - ▶ 物品上に表示された販売価格
 - ▶ 印刷物又は電子媒体に表示された販売価格
 - ► 価格表に表示された販売価格
 - ▶ 政府機関又は官庁に対して報告された販売価格
- ii)納税者が、一般消費者向け販売用の物品を納税者から購入する小売業者の一覧を提出した場合、物品税局長は一覧に示され た小売業者に確認し、係る小売業者から得た推奨小売価格を納税者の推奨小売価格であるとみなす。複数の推奨小売価格が 得られた場合、最も高い推奨小売価格が適用される。

また、物品税局長に対し通知された推奨小売価格は、生産原価、管理費用及び標準利益に基づき、付加価値税を含みません。納税 者は各製品につき、推奨小売価格の内訳を提出する必要があります。

3)その他物品税規定の主要な変更点

内容	旧物品税法	新物品税法
物品税対象品の生産に必須で ある物品又は原材料の喪失	規定なし	▶ 物品の喪失時又は喪失の事実の発見時に物品税債務が惹起される▶ 200%罰金 + 1カ月あたり1.5%延滞税(上限100%)が適用される
		例外: 不可抗力、又は国内製造者による故意もしくは過失によらない善意の数え間違いによるもの
更正期限	2年(申告書を提出した場合)、又は 10年(申告書未提出の場合もしくは25%を超えて納税不足があった場合)	▶ 2年。ただし、納税者が過誤又は不完全の納税申告書を提出したと疑う合理的な理由がある場合、物品税局長の承認により5年に延長され得る ▶ 10年の規定には変更なし
物品税納付不足額に係る罰金	物品税納付不足額の100%	▶ 総じて物品税納付不足額の100%
		▶ 物品税納付不足額が物品税債務の25%を超える場合、物品税納付不足額の 200%
更正に対する上訴期限	更正を受けた日より45日以内	更正を受けた日より30日以内
上訴委員会の審理期限	規定なし	完全な証拠文書を受領した日より180日以内。90日を超えない範囲で延長することができる

4) 改定手数料

19種類の免許取得に関わる手数料について、上限額が改定されることとなりました。それらは主に保税倉庫の設置、納税印紙免許関連、酒類製造・輸入・販売免許、煙草販売・輸出入免許、トランプの製造・販売・輸入免許、免許代位・譲渡等に分類されます。当該免許の取扱いがある各事業者は、留意する必要があるでしょう。

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

EY税理士法人

大平 洋一 パートナー +81 3 3506 2678 yoichi.ohira@jp.ey.com 原岡 由美 エグゼクティブディレクター +81 3 3506 1262 yumi.haraoka@jp.ey.com

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

- 1. http://www.eytax.jp/mailmag/ を開きます。
- 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。



@EY_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見 等がございましたら、弊社の担当者又は 下記宛先までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティング アンド コミュニケーション部 tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2017 Ernst & Young Tax Co.

All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20171023

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp